

平成20年度 横浜市一般会計補正予算(第4号) 市民活力推進局関係部分の概要

今回の補正予算は、3項目ありまして、「人件費」及び「戸籍電算化事業費」について、歳出予算の減額補正を、「定額給付金給付事業費」について、歳入歳出予算の増額補正及び繰越明許費の補正をお願いするものです。

1 歳入予算の補正

| | 補正額(千円) | 説明(事業名) | 議案書等 対照頁 |
|-------------------|----------------------------|--------------------|-------------|
| 16款 国庫支出金 | 64,697,565 (57,984,000) | (カッコ内は市民活力推進局関係部分) | p.3 |
| 2項 国庫補助金 | 63,143,037 (57,984,000) | (カッコ内は市民活力推進局関係部分) | p.3 |
| 2目 市民活力推進費国庫補助金 | 57,984,000 | | p.57 |
| (5) 定額給付金給付事業費補助金 | 54,900,000 | 定額給付金給付事業費 | p.57 |
| (6) 定額給付金給付事務費補助金 | 3,084,000 | | |

(1) 定額給付金給付事業費に係る国庫補助金の補正 57,984,000千円

定額給付金の給付に伴う事業費及び事務費に係る国庫補助金の補正(歳出予算補正額と同額)

2 歳出予算の補正

| | 補正額(千円) | 説明(事業名) | 議案書等 対照頁 |
|-------------|------------|------------|-------------|
| 3款 市民活力推進費 | 57,305,710 | | p.5 |
| 1項 市民行政費 | △ 214,943 | | p.5 |
| 1目 市民総務費 | △ 214,943 | 人件費 | p.65 |
| 2項 地域行政費 | 57,520,653 | | p.5 |
| 2目 戸籍住民登録費 | △ 463,347 | 戸籍電算化事業費 | p.65 |
| 4目 定額給付金給付費 | 57,984,000 | 定額給付金給付事業費 | p.65 |

(1) 人件費の補正 △214,943千円

共済費料率の減等に伴う補正

(2) 戸籍電算化事業費 △463,347千円

委託料等の減に伴う補正

(3) 定額給付金給付事業費 57,984,000千円

定額給付金の給付に伴う事業費及び事務費の補正(財源は全額国庫補助金)

3 繰越明許費の補正

| | 補正額(千円) | 説明(事業名) | 議案書等 対照頁 |
|-------------|------------|------------|-------------|
| 3款 市民活力推進費 | 57,984,000 | | p.12 |
| 2項 地域行政費 | 57,984,000 | | p.12 |
| 4目 定額給付金給付費 | 57,984,000 | 定額給付金給付事業費 | p.12 |

(1) 定額給付金給付事業費 57,984,000千円

平成20年度から平成21年度にかけて事業実施するための繰越明許費補正

横浜市定額給付金給付事業の概要

1 目的

市町村を事業主体として、景気後退下での住民の不安に対処するため、定額給付金を給付することにより住民への生活支援を行うことを目的とし、あわせて、住民に広く給付することにより、地域の経済対策に資することを目的としております。

2 給付対象者（平成 21 年 2 月 1 日基準日 推計値）

| 給付対象者 | 対象者数 | 給付額 |
|---|-----------------------------|-------------------|
| ・住民基本台帳に記録されている方 ・外国人登録原票に登録されている方 (短期滞在者を除く) | 約 3,613,000 人 約 78,000 人 | 一人につき 12,000 円 |
| うち 18 歳以下、65 歳以上の方 | 約 1,326,000 人 | 一人につき 20,000 円 |
| 合 計 | 約 3,691,000 人 | |

3 申請・受給者（申請を行い、給付を受ける資格を有する方）

| 申請・受給者 | 申請受給者数 |
|---|-----------------------------|
| ・住民登録に記録されている世帯主 ・外国人登録原票に登録されている方 (短期滞在者を除く) | 約 1,609,000 人 約 78,000 人 |
| 合 計 | 約 1,687,000 人 |

4 事業費総額

579 億 8 千 4 百万円（歳入は全額国庫補助金）
（内訳）給付費 549 億円、事務費 30 億 8 千 4 百万円

5 申請・給付の方法

郵送で申請書などをすべての申請・受給者に送付しますが、原則として、次の（１）の郵送申請方式で実施します。なお、振込みが困難な方につきましては、申請期間の後半に（２）の窓口現金受領方式でもお渡ししてまいります。

- （１）郵送申請方式・・・郵送で申請し、指定された口座へ振込
- （２）窓口現金受領方式・・・窓口で申請し、申請者にその場で現金を給付

6 申請期間

申請開始から 6 か月間

7 給付開始日

5 月中を目途

8 その他

所得の限度額を設けません。